

令和 7 年度

福島農業基盤復旧再生計画調査

双葉町中田地区測量設計業務

現場説明書

東北農政局

1. 契約の保証について

契約の保証については、別紙－１のとおりである。

2. 打合せ及び外業について

本業務の積算基地は「いわき市」で考えている。

積算基地からの移動は、高速道路を利用することで考えており、いわき中央 IC～大熊 IC の高速道路利用料金を計上している。

測量等の外業は日帰りと考えている。

打合せに要する日数は 0.5 日/回、移動に要する日数は 0.5 日/回とし、打合せ段階毎に以下のとおり計上しており、打合せ場所は「双葉町」で考えている。

打合せ段階	職 種				
	測量主任技師	測量技師	主任技師	技師 A	技師 B
初回	1.0	1.0	1.0	1.0	
中間	1.0	1.0		1.0	1.0
最終回			1.0	1.0	

3. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（１）部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

5. 歩掛の適用について

本業務の積算は、農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）の標準歩掛を適用しており、設計については排水路実施設計の標準歩掛以外に、特別仕様書別紙－２作業項目内訳表「10. 町道横断工」については、積算基準 5 ほ場整備の「10 県町村道横断工」の 10-1 設計図作成及び 10-2 数量計算の歩掛を適用し、次のとおり計上している。

【測量作業】

作業項目	数量	歩掛数量(人)				ライトバン日数
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	
◆路線測量						24日
(1) 作業計画	1 業務	0.60	0.90	0.60	－	
(2) 現地踏査	1.0km	－	1.60	1.40	－	
(3) IP設置測量	1.0km	－	2.60	2.40	1.00	
(4) 中心線測量	1.0km	－	4.30	4.60	2.20	
(5) 縦断測量	1.0km	－	2.90	2.90	1.90	
(6) 横断測量	1.0km	－	10.30	10.60	6.80	
◆現地測量						
(1) 現地測量	0.05km ²	0.30	9.20	17.40	8.20	

※歩掛数量は内業・外業の合計値

【設計作業】

作業項目	数量	歩掛数量(人)				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 資料の検討	1.0km	－	0.60	－	－	－
2. 設計計画 (1)排水路タイプ及び断面形状の検討	1.0km	1.10	1.60	－	－	－
3. 水理検討 (1)水理計算	1.0km	－	1.00	1.30	－	－
(2)水理縦断面作成	1.0km	－	0.70	－	－	2.00
4. 構造計算	1.0km	－	1.70	1.70	1.70	
5. 構造図作成	1.0km	0.70	1.50	2.20	－	2.60
6. 平面縦断面図作成	1.0km	－	2.90	2.90	2.90	1.80
7. 土工図作成	1.0km	－	－	0.60	2.70	5.50
8. 数量計算	1.0km	－	－	1.60	3.00	4.70
9. 施工計画	1.0km	1.20	1.80		0.60	0.60
10. 町道横断工	2箇所	－	－	1.76	4.96	6.40
11. 特別仕様書作成	1.0km	0.60	0.60	－	－	－
12. 概算工事費積算	1.0km	－	0.70	1.50	1.50	
13. 総合検討	1 式	0.60	－	－	－	－
14. 照査	1 式	1.80	－	－	－	－
15. 点検取りまとめ	1 式	0.60	0.60	－	1.20	1.80

別紙－１

１．契約の保証について

- (１) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家秀人」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。

- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家秀人」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官東北農政局長 菅家秀人」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2. 低入札価格調査基準の適用について

本業務は、低入札価格調査の対象業務となることから、低入札基準に該当した場合は書面による調査回答を求める。